

栃木県市町村職員共済組合

組合会議員の選挙を実施します

共済組合の重要事項を審議、議決する組合会は、市町村長から選出される議員（市町村長側議員）10人と市町村長以外の組合員から選出される議員（職員側議員）10人、合計20人の議員により組織されています。

現在の議員は、平成28年11月30日をもって任期満了となりますので、この任期満了に伴う選挙を次のとおり実施します。

●選挙の期日

平成28年11月4日（金）

●議員の任期

2年（平成28年12月1日から平成30年11月30日まで）

●市町村長側議員の選挙区及び議員の数

選挙区		議員の数
第1区	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	3人
第2区	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	4人
第3区	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	3人

●職員側議員の選挙区及び議員の数

選挙区		議員の数
第1区	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町、那須地区広域行政事務組合、南那須地区広域行政事務組合、黒磯那須共同火葬場組合、黒磯那須公設地方卸売市場事務組合、塩谷広域行政組合、那須地区消防組合	3人
第2区	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、栃木県市町村職員共済組合、芳賀郡中部環境衛生事務組合、芳賀地区広域行政事務組合、芳賀中部上水道企業団、宇都宮西中核工業団地事務組合、栃木県市町村総合事務組合	4人
第3区	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町、石橋地区消防組合、小山広域保健衛生組合、佐野地区衛生施設組合、地方独立行政法人新小山市市民病院	3人

■栃木県市町村職員共済組合 機構図

組合会：議決機関

組合会では、定款の変更、事業計画及び予算、決算などの組合の重要事項を審議、議決します。

市町村長側議員 10人 市町村長の互選によって行います。

職員側議員 10人 組合員数に応じて選出される代議員の互選によって行います。

役員会：執行機関

理事長 1人
市町村長側理事 2人
職員側理事 3人
監事 3人

理事は、市町村長側議員及び職員側議員からそれぞれ3人ずつ互選され、理事長を補佐して業務を執行します。

理事長は、市町村長側理事のうちから選挙により選出され、業務を執行します。

監事：監査機関

市町村長側議員 1人
職員側議員 1人
学識経験者 1人

監事は、市町村長側議員及び職員側議員からそれぞれ1人ずつ、学識経験者1人が組合会において選出され、組合の業務及び財産の状況について監査を行います。

共済組合事務局：補助機関

事務局長
総務課
保健課
年金課

事務局は、執行機関の補助機関として設けられており、事務局長以下の職員が事務処理を行います。